

各 位

会 社 名 東部ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 芦原 一義
(東証 JASDAQ コード 9036)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 三沢 秀幸
(TEL 045-461-1651)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、一部改定すること
を下記のとおり決議しましたのでお知らせします。

記

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役自らが繰り返し企業理念の精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款に遵
守した行動がとられる経営体制の確立に努め、緊急時の連絡体制の確認を行うとともに、風通しの良い
社風の維持に心がけ、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしている
ことに気が付いたときは、報告、連絡、相談が迅速に行われるようにする。加えて、コンプライアンス
の徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同本部
を中心に研修等を通じ、指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応し、また、文書管理規程に従い、取締役の職務
執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監
査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（特定顧客への依存、人材の確保、適切な組織対応）及
び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管部署にて、規則・ガイドラインの制定、
研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、管理本部が行うもの
とする。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定
めることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月 1 回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並び
に取締役の業務執行状況の監督等を行う。加えて、取締役会における迅速かつ的確な意思決定に寄与を
目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制とする。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画及び年度予算を立案し、目標を設定するとともに、

各々所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運営には不可欠と考え、年4回のペースでホームページに開示する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を整備し、本社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理する体制とする。

なお、子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行うこととする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

当社は、監査役が補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。その場合当該使用人は監査役から指示を受けた業務を執行し、その者の任命、異動、評価等人事権に関しては監査役会の意見を尊重したうえでを行い、その独立性及び監査役の指示の実行性の確保に努める。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告し、その報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

(9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役職務執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとし、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で臨み、組織全体として反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関との連絡体制を強化し、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。

b. 整備状況

当社は、「役員・職員の行動規範」において反社会的勢力との関係遮断について明示し、役職員に対し周知・徹底を図り、管理本部を反社会的勢力の対応部署とし、平素から反社会的勢力に関する情報を一元的に管理及び蓄積し、警察並びに弁護士等の外部専門機関との連携に努める。